

**[翻訳] ヴィクトリア・タウリ - コープス 「先住
民族の権利に関する国連特別報告者報告」
(A/HRC/30/41)**

その他のタイトル	[Translations] Victoria Tauli Corpuz 'Report of the Special Rapporteur on the rights of indigenous peoples' (A/HRC/30/41)
著者	角田 猛之
雑誌名	関西大学法学論集
巻	69
号	5
ページ	1050-1084
発行年	2020-01-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/00019607

[翻 訳]

ヴィクトリア・タウリー・コープス
「先住民族の権利に関する国連特別報告者
報告」(A/HRC/30/41)

角 田 猛 之

目 次

訳者「はじめに」

[概 要]

I. 序

II. 特別報告者の諸活動

A. 国際会議への参加

B. 諸国の訪問

C. 国際投資と貿易体制に関する報告

III. 先住民族の女性と少女の権利

A. 集团的権利

自決 土地に対する権利

B. 経済的、社会的、文化的な権利

貧困 食料に関する権利 教育に関する権利 健康に関する権利 文化的権利

C. 市民的、政治的権利

レイシズムと人種にもとづく差別 公的、政治的活動への参加 先住民族女性と刑事裁判 救済を受ける権利

D. さまざまな形態の暴力

性暴力 ジェンダーにもとづく殺人 紛争過程での暴力 伝統の名において行われる暴力 ドメスティック・バイオレンス 人身売買

IV. 主要な課題と有望な実践

A. 主要な課題

監督制度と実施状況のギャップと弱点 分散して居住する人びとに関するデータの欠如 包括的な出生登録制度の欠如 経済と開発に関するネオリベラルなパラダイム 裁判管轄権の問題 コミュニティのダイナミックスとスティグマ

B. 有望な実践

V. 結論と勧告

A. 結 論

B. 勧 告

加盟国への勧告

訳者「はじめに」

本稿は、フィリピンの先住民族のリーダーで自らも先住民族たる、国連特別報告者ヴィクトリア・タウリ-コープス (Victoria Tauli-Corpuz) が作成し、国連人権理事会に提出した 'Report of the Special Rapporteur on the rights of indigenous peoples, Victoria Tauli Corpuz' (A/HRC/30/41 : <https://undocs.org/A/HRC/30/41>) を訳出したものである。特別報告者のタウリ-コープスの人権理事会への他の報告書の内、2017年に出されたアメリカの先住民族 (アメリカインディアン) の人権状況に関する 'Report of the Special Rapporteur on the rights of indigenous peoples on her mission to the United States of America' (A/HRC/36/46/Add.1 : <https://www.refworld.org/docid/59cb9b2f4.html>) については、「アメリカの先住民族の権利に関する国連特別報告者報告」『関西大学法学論集』第69巻1月号、2019年5月20日 86-122頁) として訳出した。彼女の経歴等については同翻訳の「訳者「まえがき」」参照。

なお、翻訳中) を付した数字 (たとえば1)) は原注、訳文中の、[] は角田の補足である。

以下で訳出する。

概 要

先住民族の女性 (以下、先住民族女性とする) は、相乗的に被害を大きくし、かつ広範でさまざまな様相を有する一連の人権侵害を被っている。本報告は、世界中の先住民族女性がおかれている現状に関する研究である。それは、あらゆる地域において先住民族女性が経験している共通の問題とその現状に焦点を合わせている。

I. 序

1. 本報告は、人権理事会指令 15/14 と 24/29 のもとで先住民族の権利に関する特別報告者 [すなわち、ヴィクトリア・タウリ-コープス、原則として以下同じ] に与えられた指令にもとづいて作成され、同理事会に提出されたものである。特別報告者は、先の同理事会への報告書 (A/HRC/27/52) [2014年8月11日] 提出以降に行った活動の概要を提示し、また先住民族女性と少女に対してなされたさまざまな暴力的行為に関して分析を行った。

II. 特別報告者の諸活動

A. 国際会議への参加

2. 特別報告者はつぎのようなさまざまな国際的な対話や会議に参加した。
- (a) 特別報告者が協働して任務を遂行している「先住民族問題に関する常設フォーラム」(Permanent Forum on Indigenous Issues：以下、常設フォーラムと略記)および先住民族の権利に関する専門家機構(Expert Mechanism on the Rights of Indigenous Peoples：以下、専門家機構と略記)での会議や、その定例会と並行して行われている先住民族や先住民族組織との会合。
 - (b) 2015年4月と5月にニューヨークで行われた第14回常設フォーラム。そのフォーラムにおいて特別報告者は、自己決定にもとづく開発の権利や経済的、社会的、文化的権利に対する先住民族の権利に関して、先住民族の人びとと意見交換を行った。
 - (c) 2015年に行われた国連先住民族権利宣言(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples：以下、権利宣言と略記)に対する選択的議定書に関する国際的な専門家グループの会合。
 - (d) 人権にかかわる多国籍企業やその他のビジネス企画に対して、広範囲にわたって拘束力を有する国際文書の検討を課題とする、2015年7月に開催された無制限政府間ワーキンググループ(Open-ended intergovernmental working group)第1回目の会議。この会議において特別報告者は基調報告を行った。

B. 諸国の訪問

3. 特別報告者は2014年11月20日から28日にかけてパラグアイを訪問した。その際に特別報告者は、同国は重要な国際的、地域的な人権文書はすべて批准しているが、それにもかかわらず先住民族の権利侵害に関する多くの問題——とくに問題なのは、彼らの土地や領域、資源に対する権利が脅かされていること——が存在していると指摘した。

C. 国際投資と貿易体制に関する報告

4. 特別報告者は第70回国連総会に対して、国際投資と自由貿易体制、およびそれらが先住民族の権利におよぼす影響に関するテーマ別報告書を提出する。

Ⅲ. 先住民族の女性と少女の権利

5. 先住民族女性は、相乗的に被害を大きくし、かつ広範でさまざまな様相を有する一連の人権侵害を被っている。その一連の侵害は、女性を弱者の地位に貶める(vulnerability)さまざまな在り方によって影響を受けている。それはたとえば、家父長的な権力構造やジェンダー、階級、エスニックな出自および社会的-経済的状況などにもとづくさまざまな差別や周縁化、そして、彼女らの自決権や資源の管理権などに対する過去および現在も続いている侵害、等々である。

6. さまざまな障害が存在するにもかかわらず、先住民族のリーダーや彼らの支持者たちは、先住民族の権利承認に向けて大きく前進してきている。それはたとえば、権利宣言の採択や常設フォーラムの設立、特別報告者や専門家機構への人権理事会の指令、等々である。先住民族女性たちは、それらのすべての機構を創設する過程に積極的にコミットし、したがって権利宣言やさまざまな機構は自分たちのものであると感じている。

7. 権利宣言のすべての規定は先住民族女性にも男性にも平等に適用される。とくに第22条(2)は、先住民族女性と子どもたちがあらゆる形態の暴力や差別に対して保護されていることを確かなものとするために、締約国は先住民族と連携してあらゆる行動をなさねばならないと規定している[第22条2.「国は、先住民族と連携して、先住民族に属する女子及び児童があらゆる形態の暴力及び差別に対する十分な保護及び保障を享受することを確保するための措置をとる。】。世界先住民族会議(World Conference on Indigenous Peoples)と呼ばれている国連総会のハイレベルな全体会議での、先住民族女性に焦点を当てた成果文書において、出席している締約国や政府の首席や大臣、各国連加盟国の代表は、つぎのようなことがらを検討するために人権理事会のメンバーを招へいた。すなわち、女性に対する暴力に関する特別報告者およびその他の特別手続任務保持者(special procedures mandate holders)と協議のうえで、先住民族女性と少女に対する暴力の原因と結果を検討することである¹⁾。

1) See General Assembly resolution 69/2, para. 19.

8. 一定の進展を見てはいるが、先住民族女性に固有の脆弱さをトータルに着目することは——彼女たちが被っている侵害の規模に比して——なお限られている。さらにまた、その問題への国際的な注目点に関して、個人の権利と集団の権利の関係は十分には

着目されていないし、また、差別と脆弱さの相互関係のあり方が、現存する先住民族女性の権利の侵害にいかにかかわっているのかということについても十分には着目されていない。そのような事態は、かりに先住民族女性と少女の権利を侵害したとしても、あまり責任を問われないということをも助長する間隙（gap）を生みだしている。

9. そのような間隙をなくそうとするつぎのような展開の兆しが生まれてきている。すなわち、先住民族女性が自らの組織やネットワークを構築し、また彼女たちが経験している問題を国内外でより顕在化することにより、自分たちの力を高めようと努めていることである。国連主催の女性にかかわる国際会議への先住民族女性の参加は、徐々に増加している。その最たる事例が1995年に北京で開催された会議で、そこでは参加者たちが先住民族女性の問題を取り上げることを確証し、「先住民族女性の北京宣言」（Beijing Declaration of Indigenous Women）の採択を勝ち取った。その宣言は、先住民族女性の組織を創設し、強化していくためのその後のさまざまな試みにおける指針となる枠組みとして機能している。国連はジェンダーの平等と女性の権利の枠組——それらは、先住民族女性がジェンダーにかかわる議論にコミットする可能性をより広げている——を確立してきていることが認識されねばならない。先住民族の権利に関するこれまでの特別報告者を含めてさまざまな特別報告者が、先住民族女性が経験している諸問題に対する人びとの認識を高めることを通じて貢献し、それらにかかわる勧告を行ってきている。

10. 権利宣言の実現の状況を監視し、それを推進することに関して、現存する間隙に注意を払うことを促すために、本報告を先住民族女性と少女の権利に関する問題に特化した報告とする。先住民族女性の経験はきわめて多様であることを認識しつつも、特別報告者は本報告において、地域を超えて先住民族女性が経験してきた共通のテーマや形態に焦点を合わせつつ、グローバルなアプローチを採用する。特別報告者は、さまざまな国ぐにで生起している特定の権利の侵害や問題の具体的事例——それらは、全体を鳥瞰するものではないが具体的事例を明らかにしている——に焦点を合わせる。先住民族女性のおかれている状況を分析するなかで特別報告者は、先住民族女性に対するジェンダーにもとづく侵害の在り方とともに、先住民族のコミュニティ全体をターゲットとした人権侵害が女性に対していかなる影響をあたえているのかという問題を検討する。先住民族女性が——女性であるが故に、また先住民族であるがゆえに——経験している抑圧や差別、暴力のさまざまな在り方が、このような両面の検討を通じてよりよく理解さ

ヴィクトリア・タウリ-コープス「先住民族の権利に関する国連特別報告者報告」(A/HRC/30/41)
れうることを特別報告者は期待している。

A. 集団的権利

自 決

11. 権利宣言の中核たる自決の問題は、経済的、社会的、文化的な発展に関する権利とともに、政治的な地位を自ら選択することと定義されている。自決は固有の権利(right in itself)であって、その他の権利実現のための前提条件と理解されている。

12. 先住民族女性と少女の権利を検討する場合、先住民族のコミュニティが歴史的に経験してきたことがらを考慮することが必要である。彼女らへの暴力や虐待の多くは世代を超えた要素を強く含んでいる。先住民族の広範な自決の権利に対する侵害は過去においても現在においても共通している。それは以下のさまざまなことがらを含んでいる。すなわち、先住民族の文化の統合に対する包括的で持続的な侵害；慣習法や統治システムの誹謗、否定；先住民族に適した自治を行いうるような枠組みを阻害すること；そして、土地や資源に対する自律権を先住民族から奪うこと、等々である。それらの侵害の形態は植民地化という概念によって明確に示されるが、植民地からの解放後の権力構造や国家の諸慣行によっても永続化されてきている。自決権に対するそのような侵害は、先住民族女性と少女たちの権利の展開にとってきわめて有害である。

13. 自決に対する以上のような攻撃に対する先住民族コミュニティの対応は、時には女性の権利にもその影響がおよんでいる。自決権の実現を求めた先住民族コミュニティの闘争においては、女性の権利の主張は先住民族の闘争を分断するもので、また、共同体の権利を超えて個人の権利を重視する「外在的な価値観」(“external values”)あるいは「西洋的価値観」(“Western values”)と結びついたものと考えられてきている。共同体の権利と女性の権利という誤った二元論は、侵害や暴力に対する女性の脆弱さを逆説的にも強化している。したがって先住民族女性は、自分たちの自決権をつぎのふたつの侵害によってはく奪されているのである。すなわち、先住民族コミュニティのメンバーとしての共同体の権利と、それらの共同体の下位集団メンバーとしての個人の権利に対する侵害である。

14. 先住民族女性が被っている以上のような多重の被害やその能力の否定は——全般的な脆弱さを生み出し、永続化する権力構造を強化することを通じて——彼女らへの暴

力や虐待の防止に対してあきらかに影響をおよぼしている。人権侵害によって引き起こされるさらなる女性の能力の喪失は、集団的権利の実現を求める共同体の活動に対してネガティブに、したがって悪循環の形で影響をおよぼしている。

土地に対する権利

15. 土地や領域、そして自然資源との強力な結びつきはすべての先住民族に共通する特徴である。国際人権法に関連規定が存在するにもかかわらず、先住民族は彼らの土地や財産権の保障に関してはあまり保護されておらず、その結果、土地からの立ち退きや土地収用、搾取などの危険につねにさらされている。先住民族は伝統的に占有し、利用してきた土地に対する固有の権利を先祖代々受け継いでいる。彼らはしばしば土地に対する「近代的な所有権のような」公式の権原を有しておらず、したがってそれらの土地に対する権利は容易に侵害を受ける権利のひとつである。そのことから政府は、壊滅的な影響を先住民族に対しておよぼす開発プロジェクトを行ったり、事前の自由なインフォームドコンセント（free, prior and informed consent：以下、FPIC と略記）を得ることなく先住民族の土地を賃貸したり売買することが可能となる。大規模な経済的プロジェクトが先住民族の土地に対して行われてきた。さらにまた、先住民族にとって重要な地域において観光のための大規模な開発が奨励された。それらのプロジェクトを実現することにより、先住民族の強制的な立ち退きや移住、自然環境の悪化、そして暴力を伴う紛争をくり返し起こってきた。さらにまた、慣行にもとづいて継承されてきた先住民族の土地の商品化によって、彼らの文化や土地が有する重要さに大きな危害をおよぼしている。

16. 土地の分配はジェンダーに関して中立ではなく、先住民族女性の権利は共同体が有する土地の権利侵害によって影響を被っている。母権制と母系の慣行が存在する先住民族コミュニティにおいては、土地の喪失は先住民族女性の地位と役割を掘りくずしていく。それらの侵害がジェンダーに影響をおよぼすことは明らかであって、女性は伝統的な生活様式——とくに食料採取や農産物、畜産——を失うのに対して、土地収用に伴う補償金やしごとは先住民族コミュニティの男性のメンバーに利益をもたらしている。土地の喪失とそこから得られる利益から女性を排除することは、たとえば性暴力や搾取、誘拐などの虐待や暴力に対する脆弱さをも生みだしている。さらにまた、土地の権利の侵害がもたらす2次的な効果——たとえば、伝統的な生活様式の喪失や健康被害——は、

ヴィクトリア・タウリ-コープス「先住民族の権利に関する国連特別報告者報告」(A/HRC/30/41)
家事や地域環境を守るといった役割を担う女性に対して、しばしば大きなインパクトを与えている。

17. 土地の権利に対する外部からの脅威は、土地に対して女性が有している権利侵害の唯一の原因ではない。また、先住民族コミュニティにおいて担われている役割と先住民族の財産のあり方は、家父長制的な権力構造を反映している。先住民族女性、とりわけ寡婦である場合には、土地の保有、継承に関して大きなハードルに直面してきている。

B. 経済的、社会的、文化的な権利

貧 困

18. 先住民族は世界の人口の5パーセントであるのに対して、貧困状態にある人口の15パーセントを先住民族が占めている。そして、極貧状態で暮らす人びとのうち33%にのぼる人びとが、先住民族コミュニティに暮らす人びとである²⁾。先住民族の領域内には豊かな自然資源が存在していることを考慮に入れるならば、それらの数字はきわめて驚くべき数字である。そのような貧困状況は、十分な生活基盤や住宅、食料、水、健康、教育などに対する経済的、社会的な権利とともに、自らの意思で開発を行うという先住民族が有する開発の権利が侵害されていることの結果である。貧困は彼らの土地と自決に対する侵害と密接に結びついている。開発のあり方や自然資源の管理に関する自決を認めないことは、先住民族コミュニティでの貧困のまん延をもたらす主要な要因でもある。それは、大規模な開発パラダイムから先住民族の意見と力量を排除することと関連するとともに、それぞれが相互に関連しているのである。

- 2) United Nations Development Programme (UNDP), Sustaining human progress: reducing vulnerabilities and building resistance, Human Development Report 2014, p. 3.

19. 世界の失業人口のなかで先住民族の失業の割合がきわめて高いことが示しているように、先住民族コミュニティがおかれている貧困と関連して、高い失業率は大きな問題である。また彼らが雇用される場合にも、給与差別と彼らの労働力の搾取という問題に直面し、それらはさらに貧困を押し進めている。以下に掲げることがらはそのような動向を示している。

- (a) オーストラリアでは先住民族の失業率は2006年には15.6パーセントで、それは非先住民の3倍であり、また先住民族の平均所得は非先住民の約半分である；

- (b) カナダ西部の諸州のマニトバ、ブリティッシュコロンビア、アルバータ、およびサスカチュワンでは、先住民族の失業率は13.6パーセントにもおよぶが、非先住民族に関しては5.3パーセントである；
- (c) ニュージーランドではマオリの失業率は全国平均の2倍以上（マオリが7.7パーセントに対して国全体では3.8パーセント）であり、また先住民族世帯の所得は全国平均の70パーセントである³⁾。

3) Permanent Forum on Indigenous Issues, State of the world's Indigenous peoples, 2010.

20. 先住民族コミュニティの支援のための貧困削減イニシアティブのなかには、先住民族の伝統的な文化に配慮していないものもあり、そのゆえにそれらは実効性を伴っていない。たとえば、一定条件を満たすことを条件として貧困世帯に現金を支給するという実践——条件としては、たとえば子どもを学校に行かせることや、妊娠女性に対して地域のクリニックや病院で検診を受けること——は、先住民族のらびとの文化的な諸価値を配慮していないことが多く、したがって貧困の根本的な原因に対処できない。

21. 先住民族女性は、そのような失業状況や賃金差別などとともに、救済対象たる貧困状況や自立的な力のなさによっても影響を被っている。先住民族女性が経験しているジェンダーや年齢、社会-経済的状況、エスニックな出自などにもとづく多元的な差別のあり方は、貧困に対して彼女たちをきわめて脆弱な立場においている。さらにまた、先住民族全体が直面している貧困は、家事のにない手および資源管理者としての役割ゆえに、とくに女性に大きなインパクトを与えている。

食料に関する権利

22. 食料の供給については関連するデータがきわめて不足しているゆえに、先住民族に関して十分な対応がなされておらず、また理解もされていない。しかしながら、先住民族は重大な食糧不足に直面しており、したがって彼らが食料を獲得する権利を広範にわたって侵害されていることは広く認識されている。相互に関連し、影響をおよぼしあっているさまざまな要素が食糧不足の重大な原因となっている。国連食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization of the United Nations) が提示しているように、文化や土地の喪失、土地・領域、自然資源へのアクセスの困難さ、等々が先住民族コミュニティにおけるこのような現象の主たる要因である。貧困と同じく、食料を獲得す

る権利の侵害は、先住民族女性に直接に影響をおよぼし、また——食料と水の供給者、介護者、自然資源の管理者としての役割ゆえに——彼女たちにきわめて大きなインパクトをおよぼしている。

23. 先住民族の土地が政治的、経済的なアクターたちによって侵奪されるという緊急事態が生じている。というのは、彼らは先住民族の土地を侵奪して、サトウキビやジャトロファなどのバイオ燃料を産出する産業用の食糧のための農場などを稼働させようとしていたからである。先住民族に確実に食糧を供給してきた輪作や放牧、狩猟採集といった伝統的な生活様式は、いまや危機に瀕してきている。これらのことがらは、土地に依拠する先住民族女性の生活様式をも破壊してきている。

教育に関する権利

24. 先住民族とりわけ女性先住民族は、非先住民族に比して教育を受ける機会や識字率が低い。そのような状況は、すべての人が享受すべき教育を受ける権利を先住民族女性が侵害されていることを意味している。教育に関する先住民族の権利の侵害は多面的で、教育へのアクセス、教育の質、内容などにおよんでいる。

25. 先住民族のこどもたちが教育にアクセスすることが困難なのは、一般には先住民族コミュニティの地理的、政治的な周縁化による。先住民族のこどもたちに教育が施される場合に、彼らの固有のニーズに配慮していない場合が多い。授業は多くの場合先住民族のこどもたちではおこなわれていないので、就学の準備ができなかったり、また学校で自らの文化的アイデンティティを表明することができない。国が定めるカリキュラムにおいては、先住民族や彼らの固有の問題、歴史などにはほとんど注意が払われていない。カリキュラムによっては、先住民族に関するネガティブな文化的なステレオタイプを強調するものもあり、先住民族の生徒たちはしばしば、国が提供する教育は共同体的な生き方や協働のあり方ではなく、個人主義や競争主義を推し進めていると感じている。さらにまた、先住民族のこどもたちは学校でレイシズムや差別、エスニックな出自にもとづくいじめを経験している。さらにまた、先住民族のこどもたちが受けることのできる教育は、必ずしも十分な質を有するものではない。すなわち、彼らが教育を受ける施設は教育目的に適したのではなく、また教師や教材もまた質的に劣っている⁴⁾。

4) See UNDP, Human Development Report 2014 (see footnote 2); Permanent Forum on

Indigenous Issues, State of the world's Indigenous peoples, 2010; and United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women (UN-Women), United Nations Children's Fund (UNICEF), United Nations Population Fund (UNFPA), International Labour Organization (ILO) and Office of the Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children, Breaking the silence on violence against indigenous girls, adolescents and young women: a call to action based on an overview of existing evidence from Africa, Asia Pacific and Latin America, May 2013.

26. 先住民族のなかには彼ら自身の学校を設立することを選ぶものもいる。そこでは、先住民族の伝統的知識の保持者も教育に携わり、彼らの価値観が重視されている。先住民族コミュニティが遠隔地域に所在し人口も少ないためにコミュニティ内に国が学校を作らない場合に、先住民族自身が学校を創設する場合もある。また、武力紛争地となった先住民族の領域において、軍や民兵たちが学校——したがって閉鎖が求められた——を占拠している事例を特別報告者は報告した。

27. 以上のようなことから、先住民族の子どもたちは非先住民族と比較してしばしば教育程度が大きく劣っており、また先住民族の子どもたちは退学率も高い。たとえば、ボリビア（多民族国家）、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、ペルーなどにおいては、15歳以上の生徒が通学している年限に関して、先住民族と非先住民族の子どもたちのあいだには平均して3年間のギャップがある。そのような傾向はその他の国ぐにの先住民族においても同様である。さらにまた、教育程度に関する両者のあいだのギャップは、高等教育機関への入学率にも反映されている⁵⁾。

5) Permanent Forum on Indigenous Issues, State of the world's Indigenous peoples, 2010.

28. それらと関連して、先住民族の少女たちは先住民族の男児よりもより不利な状況におかれている⁶⁾。先住民族の子ども全般の退学率に与える要因に加えて、少女たちはさらなるハードルを経験することがある。第1に、コミュニティ内での彼女たちが担う役割として家事を手伝うことが期待されていること。第2に、先住民族の少女は児童婚を行うことがあり、したがって妻そしてまた母親としての彼女たちの役割のゆえに、学校を去らねばならないことを意味している。第3に、先住民族の少女たちは——ペルーを訪問した際、法と慣行における女性に対する差別に関するワーキンググループ（Working Group on Discrimination against Women in Law and in Practice）報告にお

ヴィクトリア・タウリ-コープス「先住民族の権利に関する国連特別報告者報告」(A/HRC/30/41)

いて示されているように——学校の行きかえりに性暴力やレイプの危険にさらされている⁷⁾。教育に対するこのようなバリアーは、女性や少女が——かりにレイプによって妊娠している場合でも——中絶を禁止する法律が存在する国では、より悪化をさせることになる⁸⁾。

6) Ibid.

7) A/HRC/29/40/Add.2.

8) Ibid.

健康に関する権利

29. 先住民族と非先住民族とのあいだの身体や健康に関する大きな不平等を示す事例が存在する。たとえば、

- (a) アメリカにおいてアメリカインディアンは非アメリカインディアン⁹⁾の600倍肺結核に感染している；
- (b) 世界中の成人の先住民族の半分以上が2型糖尿病を罹っている；
- (c) 先住民族の平均寿命は非先住民族よりも20年ほど短い；
- (d) 先住民族においては、妊婦と小児の死亡、栄養失調、循環器系疾患、HIV/AIDS、そしてマラリアや肺結核などの感染症疾患の割合が非先住民族よりもきわめて高い；
- (e) 先住民族、とりわけ若者の自殺率は多くの国ぐににおいてかなり高い。たとえば、カナダのイヌイットの自殺率はカナダ全体のおよそ11倍である；
- (f) 先住民族のこどもの死亡率は全般的にその国の平均よりも高い⁹⁾。

9) Permanent Forum on Indigenous Issues, State of the world's Indigenous peoples, 2010.

30. これらの健康に関する帰結の多くは、たとえば薬物乱用や栄養失調、アルコールなど——それらは残念ながら先住民族コミュニティでは増加している——の改善可能な危険因子によって影響を受けている。それらの危険因子の増加は、歴史的な植民地化と先住民族からの財産の強奪と強く結びついている。その結果先住民族は、彼ら自身の社会的、文化的、経済的、そして政治的な組織が分断されてしまったのである¹⁰⁾。

10) Ibid.

31. 身体や健康に対する関心の高まりという背景があるにもかかわらず、非先住民族が構築した健康にかかわる諸制度は、健康に関する先住民族の伝統的な概念を考慮しておらず、したがって、彼らがそれらの制度にアクセスすることに対するバリアーとなっている。現存する疫学的なデータにおいては、多くの場合に先住民族コミュニティや彼らの社会-経済的な健康にかかわる決定要因に関する情報を含んでおらず、したがってそれらの諸要因は「表にはあらわれていない」(“invisible”)。かりにそれらのデータが含まれていたとしても、一般にはあまり普及していないので先住民族女性の健康にかかわる固有のニーズが、国全体の健康にかかわる政策や計画において把握されてはいない。さらにまた、健康管理従事者や先住民族コミュニティ、伝統的な信仰療法者、政策立案者、そして政府役人などを一元的に統合する機構が存在しない。さらに、先住民族コミュニティや先住民族女性が利用可能な施設は、しばしば彼らの固有のニーズや文化的な選好に適うものではない。

32. 先住民族女性は彼女らのコミュニティにおいて実際にも健康であるとは感じていない。彼女たちは、さまざまな権利の享受を否定されることによって生じる抵抗力の減退から引き起こされる疾病によって大きな影響を被っている。また女性は、彼女の家族やコミュニティの健康、幸福を管理する役割を担っており、したがって子どもや家族構成員が苦痛を被っている場合には、とくに影響を受けている。また、子どもを育てるというジェンダーの役割によって、困難な固有の健康上の問題から影響を被りやすい。

33. ジェンダーに固有の重大な関心事は、先住民族女性の生殖にかかわる問題である。先住民族女性は——たとえば、先住民族の文化に適した生殖にかかわるアドヴァイスを受けることができないことや、さまざまな施設への地理上のアクセスの困難さ、避妊具などを手に入れることができないこと、粗悪な医療、あるいはレイプによる妊娠に関しても中絶を禁止する立法の存在、等々——生殖に関する権利に関してさまざまなバリアーを経験している。これらのことがらは、妊婦の死亡率の高さ；先住民族の少女の10代での妊娠率がきわめて高いこと；避妊具使用率の低さ；そして、性関係を通じてのHIV/AIDSの発症率の高さ、等々へとつながっている。

34. さらにまた、先住民族女性に対する自決権と文化的な自律権の否定という文脈において、彼女たちの生殖にかかわる権利と関連して、女性の権利が歴史的に侵害されてきている。それらの侵害のなかには、たとえば先住民族女性の強制的な不妊手術や、文

ヴィクトリア・タウリ-コープス「先住民族の権利に関する国連特別報告者報告」(A/HRC/30/41) 的的同化政策の一環として非先住民族の男性とのあいだにこどもを設けることを強制すること、等が含まれている。さらにまた先住民族女性は、卵巣がんや乳がんなどの検査のような、健康に対する権利を支える予防的サービスを受けることに対するバリアーなどにも直面している。

文化的権利

35. 先住民族の文化的権利の侵害は広範囲にわたっている。というのは、先住民族の文化を称賛したり、国内に居住するさまざまな市民の文化的多様性を示すものとしての、学校での先住民族のことばの使用を推進することなどに対する根強い反対があるからである。それらのことがらは、先住民族女性やこどもたちの権利に関してさまざまな分野において影響をおよぼしている。先住民族の文化を尊重しないということが、彼らの権利の侵害に通底しており、そしてまた先住民族女性とこどもの苦しい経験の根幹をなしている。先住民族の文化や文化遺産を商品化することは、多くの先住民族に共通する現象である。たとえば、先住民族の領域が彼らの FPIC を得ることなしに世界遺産地区に指定され、その結果、観光地区となっていることがその一例である。そのことから最も利益を得るのは、大半の場合には国内外の旅行業者やホテル所有者に他ならない。そして先住民族女性も多くの場合に、旅行者に奉仕する下層の雇われ人や芸人として生涯を送っている。最悪の場合には、売春が奨励され、また犯罪組織による先住民族女性や少女の人身売買が横行している。

C. 市民的、政治的権利

レイシズムと人種にもとづく差別

36. 人種差別撤廃委員会 (Committee on the Elimination of Racial Discrimination) の結論部での所見において示されているように、先住民族は根強いさまざまな形態のレイシズムと人種にもとづく差別 (racism and racially motivated discrimination) を経験してきている。そのような差別は、先住民族が被っているさまざまな侵害と密接に結びつくとともに、相乗的に侵害の度合いを強めている。

37. 先住民族女性と少女は、先住民族コミュニティの一員としてレイシズムと人種にもとづく差別を受けている。彼女たちに対する権利侵害によって、さまざまな人権侵害——それは彼女たちが被っている差別や不平等と関連している——に容易にさらされる

ことになる。

公的、政治的活動への参加

38. 先住民族女性は公的、政治的な決定過程に参加する権利を有している。その権利は、女性差別撤廃条約の諸規定とともに、広い意味で自決権から導き出されている。しかし先住民族女性は、実際には多くの場合に先住民族によってなされる決定のしくみとあわせて、国内の自治体、国政上の決定手続きなどからも疎外されている。女性差別撤廃委員会が強調しているように、国政および地方自治体の政治過程にかかわっている先住民族女性はきわめて少数か、もしくはまったくかかわっていない国も存在する¹¹⁾。先住民族における権力構造や自治に関する取り決めは家父長的で、女性がかかわることや女性の視点を排除している。

11) Concluding observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women.

39. 先住民族女性の人権の擁護者は、とくに公的な活動への参加の権利を行使する際にさまざまな抵抗に遭遇してきている。女性の人権の擁護者は、先住民族コミュニティでの女性の擁護において重要な役割を担っており、国が担っているすべての女性を保護する義務と、先住民族コミュニティの自決と自治の権利を尊重することの必要性のあいだでの均衡を図るという点において、国家にとっては貴重な人材である。しかし多くの国においては、先住民族コミュニティ出身の女性の人権擁護者の活動は犯罪とされており、また過酷な暴力にさらされている。たとえば、メキシコの一州たるオアハカ州(Oaxaca)で、女性の人権の擁護者が最近殺害されたと報じている¹²⁾。

12) Amnesty International, "Eyewitnesses to killing of defenders harassed", 10 February 2015; Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, "Human rights defenders continue to pay with their lives in Mexico, warn UN experts", press release, 12 May 2010.

先住民族女性と刑事裁判

40. 先住民族女性と刑事裁判にかかわるデータ収集や包括的研究はきわめて遅れている。しかしながら、刑事裁判にかかわる先住民族女性はごく少数で、かつ刑事施設に收容されている先住民族女性の数は、オーストラリアやカナダ、ニュージーランドを含め

ヴィクトリア・タウリ-コープス「先住民族の権利に関する国連特別報告者報告」(A/HRC/30/41)で多くの国ぐにで増加しているということを報告書は示している。女性の収監者が男性と比較して急速に増加していることを限られたデータは示唆している。関連する統計としてはつぎのようなものがある：

- (a) マオリの人口は全国民の約15パーセントであるにもかかわらず、ニュージーランドの女性収監者のうち40-60パーセントがマオリ女性である；¹³⁾
- (b) マオリの女性は、懲役刑およびインテンシブ・スーパービジョンを科される割合も非常に多く（判決の内51パーセント）、逆に、賠償命令（39パーセント）や罰金、釈放（33パーセント）などのより寛大な処分は非常に少ない；¹⁴⁾
- (c) 2010年にはオーストラリアで懲役刑に処せられた30パーセントが先住民族女性であると報告されている；¹⁵⁾
- (d) オーストラリアにおいて2000年と2010年のあいだに、男性の受刑者に比して女性受刑者は60パーセント増加している；¹⁶⁾
- (e) 1996/97から2001/02のあいだにカナダでは、連邦全体での先住民族女性の有罪判決が——男性の先住民族が5.5パーセントに対して——36.7パーセント増加した¹⁷⁾。

13) 13 Native Women's Association of Canada, "Aboriginal women and the legal justice system in Canada", issue paper (June 2007).

14) Ibid.

15) Creative Spirits/Jens Korff, "Aboriginal prison rates" (8 June 2015).

16) Ibid.

17) Native Women's Association of Canada, "Aboriginal women and the legal justice system" (注13参照).

41. このような動向は、先住民族女性と少女の人権に関してさまざまなことを意味している。人権という視点から見ると、多くの先住民族女性と少女は重要な人権が侵害されているがゆえに、法の適切な保護を受けることが困難であることは明らかである。集団および個人としての先住民族の権利が尊重されていないこと——たとえば、女性の虐待や精神衛生上の問題、そして貧困など——からひき起こされている問題が、先住民族女性が犯罪を犯すひとつの要因とされてきている。さらにまた、上で論じたように、先住民族女性の裁判へのアクセスの問題は刑事裁判のなかで検討されなければならない。

42. また、先住民族女性は非先住民族女性に比して、施設に収容された場合にはより

弱い立場におかれている。先住民族女性を収用する女性専用の施設が存在しない——それは男性と一緒に収容されることを意味している——ということが報告されている。そのことによって、先住民族女性は施設内で男性からの暴力にさらされ、また女性に特化した処遇プログラムや保護を受けられないことを意味している。さらにまた、医療に対する不平等なアクセスと合わせて、先住民族女性の受刑者に対するレイシズムや差別の存在が報告されている。

救済を受ける権利

43. 先住民族女性は人権侵害に対して救済を受ける権利を日常的に否定されている。救済を受ける女性の権利の否定に関しては、歴史的側面と集団的な側面が存在する。すなわち、先住民族コミュニティに対する歴史的な侵害に対して救済をなすことを認めず、したがって救済しないという政府の行動は、現在に至る先住民族女性の脆弱さと結びついている。

44. 近年多くの国ぐににおいて先住民族女性は、国内の司法制度のみならず先住民族の制度からも疎外されている。先住民族女性はしばしば、文化的、言語的な要因ゆえに、国レベルでの司法上の救済を受けることができず、また救済のための機構を利用することができない。他方において、先住民族固有の司法制度は男性優位で、必ずしも女性の声や参加を認める余地はない。慣習的あるいはインフォーマルな司法制度は先住民族コミュニティごとに異なっているが、多くの場合それらの制度も先住民族女性を司法上救済することができない。たとえば、カナダのマニトバ先住民族審判所（Aboriginal Justice Inquiry of Manitoba）が、先住民族の家庭内暴力に関して、故意に男性パートナーに有利に判断したと認定し、夫もしくはパートナーによる虐待を被った女性の苦境を救済しようとしなかった部族長や協議会を批判したという事例がある。

45. 先住民族女性が正義を求める際に直面する問題は、さまざまな企業活動を行うアクターが犯す侵害に対する私的形態の救済が増加してきたことによって、より複雑なものとなることがある。2014年に開催されたビジネスと人権に関する第3回年次フォーラム（Forum on Business and Human Rights）での、マイニング・ウォッチ・カナダ（MiningWatch Canada）とアムネスティ・インターナショナルによる報告によると、企業はしばしば、たとえば集団強姦のようなきわめてひどい人権侵害の犠牲者たる女性に対して、企業が主導する救済へのアクセスを提供することがある。そしてさらに、そ

のような機関へのアクセスの前提条件としては、企業に対して裁判を起こさない——したがって裁判による救済の道は絶たれる——ことに同意することである。そのような場合、彼女たちが被った人権侵害の程度とはまったく比例していない、きわめてわずかな賠償金しか受け取れないというケースも報告されている。

D. さまざまな形態の暴力

46. 女性に対する暴力の問題は、上で論じた権利のカテゴリーと密接に結びついている。実際にも、集団的、市民的、政治的そして、社会、経済および文化的な権利の広範にわたる侵害は、先住民族女性と少女に対する構造的な侵害の形態をなしているものとみることができる。そのような構造的な侵害は、女性が進んでいる日常生活の状況のなかから生じる現実によって被害を被り、そして一般市民に保証されているさまざまな権利や資源から疎外されるという結果に至っている。上で論じたように構造的な侵害は、その他の侵害と密接にかかわり相互に関連している。

性暴力

47. 先住民族女性は非先住民族女性よりもレイプ被害を経験する割合がかなり高い。3人の先住民族女性のうち1名以上が、生涯のあいだにレイプ被害に遭っていると推定されている。このようなショッキングな数字は、先住民族女性がさまざまな地域におけるさまざまなアクターによって、さまざまな形態の性暴力を受けているということを示している。性暴力に関する総合的、比較的なデータはきわめて限られている。というのは、それらに関する報告が非常に少ないことと、先住民族女性と先住民族コミュニティをも包含する多様なデータ収集をおこなうための資金が存在しないからである。そのことから、一般的な分析にとどまり、先住民族女性に固有の分析を行うことを困難なものとしている。そのようななかで、つぎのようなさまざまな性暴力が報告されている：

- (a) 被害を受けた先住民族女性や少女と面識のある人物から、支配のひとつの形態や罰として、および／あるいは虐待として行われるレイプ；
- (b) 多くの先住民族女性や少女は家政婦として働いている。そして、家政婦のしごとでは被雇用者に対する規制の枠組み外のしごとであり、したがって先住民族女性や少女は外部からは遮断されているために、雇用主によるレイプや虐待の被害を受けやすい；

- (c) 多くの先住民族女性は、移民管理に従事する公務員によるハラスメントや強要、レイプなどの被害を被っているということが報告されている。たとえば、ニカラグアとホンジュラスを領域とし、しごとや薬草採取のために毎日国境を行き来している [ネイティブアメリカンの一部族たる] ミスキート族は、性暴力の被害に日々さらされている。また軍人たちは、土地や資源をめぐる武力を伴う紛争に対する先住民族コミュニティの結束を弱体化させるための戦略として性暴力を行うこともある；
- (d) アメリカでは多くの先住民族女性が、彼らのコミュニティの外からやってきた者からレイプ被害を受けている。統計によれば、ネイティブアメリカンやアラスカのネイティブの女性は、アメリカのその他の女性たちの2.5倍のレイプやその他の性的被害を受けている。また、彼女らのうちの86パーセントが原住民ではない人びとから被害を受けている；
- (e) 先住民族女性は、自分が所属していない集団の男性から性暴力を受けていると報告されている。アフリカの五大湖地区 (Great Lakes Region of Africa) [中部アフリカの、ピグミーとして知られる小柄な狩猟採集民族たる] バトゥア族 (Batwa) のある女性が、バンツワ族の男がコンゴ出身のピグミー女性に病氣治療と称して暴力を振るったと報告している；
- (f) 先住民族女性が、彼らの土地で働いているなかで、単独もしくは集団でレイプ被害を受けていると NGO は報告している¹⁸⁾。

18) 以下の文献参照。 Mairin Iwanka Raya: Indigenous women stand against violence: a companion report to the United Nations Secretary-General's study on violence against women (International Indigenous Women's Forum, 2006); Permanent Forum on Indigenous Issues, State of the world's Indigenous peoples, 2010; UN-Women and others, Breaking the silence (注 4 参照); Amnesty International, Maze of injustice: the failure to protect Indigenous women from sexual violence in the USA, (New York, 2007); Reports from non-governmental organizations to the 2014 United Nations Forum on Business and Human Rights.

48. さまざまな形態の性暴力の状況は、世界中の先住民族女性や少女のさまざまな境遇を反映している。またそれらは、先住民族女性が暴力やくり返し生じている恐怖に対して、さまざまな態様において脆弱であることをも反映している。

ジェンダーにもとづく殺人

49. ジェンダーにもとづく殺人については、2012年に私が作成した「女性に対する暴力とその原因、帰結に関する特別報告者報告」(A/HRC/20/16)において、直接的、間接的にジェンダーによって動機づけられた殺人——それらは、家庭内やコミュニティ内において、またときには作為および／もしくは不作為によって国家によっても犯されている——として定義されている。特別報告者はそのような殺人を、女性の日常生活のなかに存在する構造的な脆弱さを引き起こす要因によって影響された、連鎖的暴力のなかに位置づけられる極端な暴力の一形態として描いている。その報告書のなかで特別報告者は、暴力行為へとエスカレートしていく社会的、文化的、経済的、そして政治的な周縁化と抑圧の結果として、そのような現象がいかに先住民族女性に影響をおよぼしているかを記述した。先住民族女性のジェンダーにもとづく殺人はつぎのようなさまざまな形態を有している——すなわち、コミュニティ内での殺人；彼女たちが行っている人権擁護に対する報復；紛争の過程で；土地を喪失し、土地から追放された過程において；殺害されたと考えられている「行方不明の女性」の報告、等々である。

50. カナダ先住民族女性協会 (Native Women's Association of Canada) とアムネ스티・インターナショナルの文書と報告書は、カナダにおける行方不明および殺害された先住民族女性と少女の事例を報告している。それらの報告書は先住民族の権利に関する先任および現在の特別報告者とあわせて、つぎのような機関にも配布されている——常設フォーラム、女性差別撤廃委員会、および米州人権委員会 (Inter-American Commission on Human Rights) である。カナダ連邦警察 (Royal Canadian Mounted Police) が公表した2014年の統計は、殺人事件の犠牲となる先住民族女性は非先住民族女性の4倍以上であることを示している。また、1980年から2012年のあいだに、1,017人の先住民族女性と少女が殺害されていると同報告書は示している¹⁹⁾。上で言及したさまざまな機関は以下のことがらをふくむさまざまな勧告を行っている。すなわち、(a) 先住民族女性に対する暴力を終焉させるためのナショナル・アクションプラン。そこでは、暴力が行われる根本的な原因を明らかにし、そして暴力を防止し、被害者をサポートするための全体的で伝統的な先住民族の文化に適合した方法を提示すること；(b) 行方不明および殺害された先住民族女性の国家による搜索。そして、そのような暴力の性質を明らかにし、また暴力に対する効果的で諸機関が連携した対応を政府と警察がしっかりと行うことの奨励、などに焦点があてられること；そして (c) 公的な犯罪統計にお

いて先住民族女性に対する暴力に関する継続的、包括的なデータ収集を行うこと。しかし残念ながら、以前から期待されている国による探求は行われていない。前任の先住民族の権利に関する特別報告者と女性差別撤廃委員会が勧告したように、カナダ政府は行方不明および殺害された先住民族女性と少女の、独立した立場からの探求に着手すべきである²⁰⁾。

19) Royal Canadian Mounted Police, Missing and murdered aboriginal women: a national operational overview, 2014.

20) たとえば A/HRC/27/52/Add.2, para. 89; CEDAW/C/OP.8/CAN/1, recommendations, part D, p. 51 参照

紛争過程での暴力

51. 先住民族女性はしばしば紛争過程での交戦状態下で捕らえられ、軍人たちから暴力を振るわれることがある。紛争は異なったエスニシティ集団間の場合もあるし、また政府軍や企業関係者がかかわっている場合もある。先住民族女性と少女は、たとえばコロンビアやグアテマラ、メキシコ、ニカラグア、ペルー、フィリピン、およびナイジェリアなどにおける紛争においてはジェンダーにもとづく暴力の被害を被ってきた。

52. 米州人権委員会の女性の権利に関する報告者が指摘しているように、先住民族女性と少女の状況は——さまざまな差別を受けている状況のなかで——武装闘争状況下でとくに危険な状況におかれている。そのようなことはここでも、不平等と差別の相関連するさまざまな形態が先住民族女性に対して大きな影響をおよぼしていることを示している。

53. 武装闘争下での女性に対する暴力の事例としてはつぎのようなものがある：

- (a) コロンビアにおいて先住民族女性と少女は通常、レイプや売春の強要、先住民族が占有する土地での搾取、等々にさらされている；
- (b) バングラデシュの先住民族女性にはさまざまな差別に直面し、地方のコミュニティ間の闘争における戦略の場合を含めて、きわめて多くの性暴力が横行している；
- (c) カレンヤカレンニ、モンヤシャン族、ミャンマーにおいて先住民族女性には、彼らの地域を占領しているビルマ軍の兵士たちと日々接している。先住民族女性のレイプは兵士にとっての「慰安」(‘entertainment’) であるばかりではなく、先住民族

ヴィクトリア・タウリ-コープス「先住民族の権利に関する国連特別報告者報告」(A/HRC/30/41)

コミュニティの士気を挫き、弱めるための戦略の一部をなしている。兵士たちは女性に結婚するように強制し、文化的な同化政策の一環として妊娠させるためにレイプを行っているといわれている。；

- (d) フィジーやインド、ミャンマー、ネパール、フィリピン、タイ、チモールなどでは、先住民族の土地に関する紛争が武力衝突化した場合、部族の女性や少女への集団レイプや性奴隷化、殺人、等々へと展開している；
- (e) コンゴ民主共和国の女性が武装集団や軍人によるレイプ被害を受けていると報告されている；
- (f) 1980年代以来ケニア北西部に駐屯していた英国軍は、1,400名以上のマサイ族や[ケニアに住むナイロ・ハム系部族たる] サンプル族の女性をレイプしたと報告されている。レイプ被害者やその家族たちは、異人種混合のこどもという被害家族が背負うスティグマといった、レイプが残した傷跡に苦しんでいる²¹⁾。

21) Mairin Iwanka Raya, Indigenous women stand against violence (see footnote 18); UN-Women and others, Breaking the silence (注4参照)。

伝統の名において行われる暴力

54. 特別報告者の2007年のテーマ別報告たる「女性への暴力とその原因、帰結」において論じたように、文化に依拠したアイデンティティの政治は伝統および／もしくは価値の名のもとに女性に対する暴力を正当化するために用いられることが可能である²²⁾。通常は伝統の名の下で行われる諸慣行——たとえば、女子割礼や児童婚——は、必ずしもすべてのというわけではないが一定のコミュニティに影響をおよぼしている。それらの伝統的な慣行が宗教上、地理上、そしてエスニックな境界を越えて存在しているという事実は、多次元的原因となる要素が存在していること、また女性のアイデンティティに帰属するなにかの唯一の要素が、彼女らを脆弱なものとしているのではないということを示している。先住民族女性と少女が受けている暴力は、彼女たちが被っている広範な暴力に対する視野とともに、先住民族コミュニティの一員として有する脆弱性という、両面から見られなければならない。

22) A/HRC/4/34 参照

55. 世界保健機関 (WHO) は、世界中で1億から1億4千万人の先住民族女性と少

女が女子割礼を受けさせられていると見積もっている。女子割礼は主としてアフリカで行われているが、中東や中央アメリカ、南米のいくつかの国ぐににおいても行われている。WHO が把握しているように、女子割礼にはなんらメリットは存在しない。実際、その処置はつぎのような多くのネガティブな帰結をもたらす。すなわち、女子割礼を受けた女性が、社会内において全面的に無力化されることとあわせて、感染症や分娩における合併症、苦痛、不妊や嚢腫、等々を伴っている。先住民族コミュニティのなかで女子割礼がどの程度行われているかに関する情報はほとんど存在しないが、必ずしもすべてではないがいくつかのコミュニティにおいて行われていると見られている。

56. 同じく、先住民族コミュニティにおいて児童婚に関する動向についてもほとんど情報は存在しないが、一定のコミュニティにおいて行われていることが知られている。児童婚を扱っている多くの文献は、それが貧困と強く結びついていることを示しており、したがって先住民族女性と少女に対する広範囲にわたる人権侵害が、児童婚をもたらす強力な要因であるように思われる。児童婚はこどもへの侵害の一形態であるばかりではなく、教育や家族生活にもかかわる権利の侵害でもある。また児童婚は、死をもたらしうる妊娠と出産に少女が直面することがあるゆえに、生命や健康に対する権利の侵害でもある。さらにまた児童婚は、夫婦間レイプに対する脆弱性をも生み出すのである²³⁾。

23) Human Rights Watch, section on child marriage, available at www.hrw.org/topic/womensrights/child-marriage 参照

ドメスティック・バイオレンス

57. ドメスティック・バイオレンスに関する情報についても、あまり報告がなされていないこととデータ収集のための予算不足のゆえに限られている。それにもかかわらず、入手可能なデータは、先住民族女性は非先住民族女性よりもはるかにドメスティック・バイオレンスの被害を多く被っていることを示している。

58. ドメスティック・バイオレンスは、メンタルヘルスの問題や物質乱用 (substance abuse)、重大な健康上の問題、および育児の問題などを含む重大な結果をもたらす。これらの結果は、彼女たちがおかれた文化的、経済的状況とならんで、被害を受けていても保護や法的措置を求めることができないゆえに、先住民族女性にとって

はより大きな影響を与えている。

59. ドメスティック・バイオレンスは、先住民族コミュニティに内での人権侵害というより広い視野から把握されねばならない。ドメスティック・バイオレンスを引き起こす多くの潜在的な原因が考えられるが、それらの多くは先住民族に固有の人権問題と、彼らの諸権利に対する歴史的な侵害と結びついたもので、つぎのようなさまざまな原因が存在する。すなわち、暴力的な家族環境；先住民族に対するかつての乱暴な国の政策；経済問題と貧困；失業；教育の欠如；脆弱な身体的、精神的状況；アイデンティと自尊心の喪失をもたらすレイシズムが引き起こすストレス；自決や土地、文化に対する権利の否定；そして、コミュニティ内での血縁関係や先住民族に固有の法の衰退、等々である。重大な犯罪でもあるドメスティック・バイオレンスを撲滅することはできないが、それを抑止するためには包括的で人権を基礎とした視点に立ってその原因と結果を考慮しなければならない。被害者に対する支援や救助サービスといった介入的な措置においては、先住民族女性や少女の固有のニーズに対する細やかな配慮が必要である。

人身売買

60. 経済的な必要性や武力紛争、大規模な経済開発プロジェクトなどを背景とした、自決権や土地の権利の否定などによって多くの先住民族は、彼ら自身のコミュニティから都市への移住を強制されている。そして、自らのコミュニティから離れる先住民族女性や少女は、そのような移住によって人身売買——すなわち、過酷な経済的、性的な搾取や性暴力を含むさまざまな人権侵害をもたらす——の犠牲者になりがちである。また先住民族女性が自らのコミュニティのなかで組織的な人身売買のターゲットになっている場合もある。先住民族女性と少女の人身売買に関する報告ではつぎのような事例が含まれている：

- (a) ニカラグアのミスキート族 (Miskitu) のコミュニティの先住民族女性は、コミュニティのメンバーの暴力に言及しつつ、先住民族のこどもたちが人身売買されている事例を報告している；
- (b) カンボジアやインド、ネパール、タイを含むアジアの国々において、先住民族女性が彼女らのコミュニティから引き離されて、家政婦や強制的な売春のために売買されている；
- (c) メキシコにおいて搾取を目的として先住民族女性が売買されている事例が報告さ

れている；

- (d) カナダの先住民族女性が、非先住民族女性よりも性的な搾取の目的で売買されるリスクがより大きいことが報告されている²⁴⁾。

24) 以下の文献参照。Mairin Iwanka Raya: Indigenous women stand against violence (注18参照)；Arun Kumar Acharya and Manuel R. Barragan Codina, “Poverty and trafficking of Indigenous women in Mexico: some evidence from Chiapas State”, *Journal of Sustainable Society*, vol. 1, No. 3, 2012, pp. 63-69; and Native Women on Canada Association, *Sexual exploitation and trafficking of aboriginal women and girls, Literature review and key informant interviews* (March 2014).

IV. 主要な課題と有望な実践

A. 主要な課題

監督制度と実施状況のギャップと弱点

61. 本報告のためになされた国連の人権機関が提示している諸々の結論の全体を分析すると、先住民族女性と少女の人権に関して重大なギャップと弱点が明らかとなる。本特別報告者は、さまざまな国連の機関や組織、とくに特別手続任務保持者、国際条約機関、UN ウィメン (United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women (UNWomen)) に対して感謝するとともに、先住民族女性の権利に関してそれらの機関がさらにこの問題に着目されることを期待している。

62. 人権と開発に関する監督機関に関するギャップと弱点はつぎのようなものを含んでいる：

- (a) 異なった機関によってなされたコメントにおいて地域的なバランスが欠けていること；
- (b) 相互に関連している脆弱性と差別が、先住民族女性と少女の人権侵害においていかなる働きをしているかに関する議論の欠如；
- (c) 個人の権利と集団の権利のあいだのつながりに関する説明があまりなされていないこと；そして
- (d) 先住民族コミュニティに影響をおよぼしている問題を論じる場合にジェンダーにかかわる分析がなされていないこと。

ヴィクトリア・タウリ-コープス「先住民族の権利に関する国連特別報告者報告」(A/HRC/30/41)

63. 同じく、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals) を含む多くの開発やその他の政策にかかわる機関や提案されている持続可能な開発目標 (sustainable development goals)、そして北京行動綱領 (Beijing Platform for Action) などは、先住民族女性のニーズに関してはほとんど関心を有していない。

64. 先住民族の人権に関する監視と履行のこれらのギャップと脆弱さは、侵害が行なわれても問題としない風土を醸成し、権利侵害の事実を国際、国内双方の政策立案者や立法者の目から逸らしてしまうことに寄与している。

分散して居住する人びとに関するデータの欠如

65. 監督におけるそのようなギャップと弱点は、先住民族の現状を理解するために必要な各国のデータ収集システムが総体的に低調であることによって増幅されている。分散して居住する人びとの人口に関するデータ——先住民族集団内に暮らす先住民族女性の統計も含む——が存在しない。また、女性への侵害を含む、先住民族全般に対する人権侵害についての情報を入手することが困難である。そのようなことは、先住民族女性と少女に対する明確な責任体制を展開し、彼女らがおかれている状況を理解して、その他の人びとの状況と比較することを妨げている。現状の理解と責任体制の欠如がはらんでいる欠陥は、権利侵害と闘うための効果的な戦略を模索することに対して大きな障害となっている。

包括的な出生登録制度の欠如

66. 先住民族のこどもたちの出生証明書を発給するための出生登録制度を多くの国々には有しておらず、そのことがさらに彼らの現状に対する監督と分散居住する人びとのデータの欠如を助長している。そして、そのような出生登録制度の欠如によって——先住民族のこどもや先住民族の人びとがおかれている状況が国内の諸制度の射程内に入らない故に——彼らをさらに脆弱な状況におくことになる。その他の帰結としては、福祉や健康、教育サービスにアクセスできないかもしくは非常に困難となり、また国家の保護を受けないなかで、人身売買に対してもますます脆弱な立場におかれることになる。

67. さらにまた出生登録制度の欠如は、先住民族全般に関する統計上の不備を助長し、その結果、彼らにかかわる政治的、政策的な議論においてその存在を見えにくくすることになる。

経済と開発に関するネオリベラルなパラダイム

68. ネオリベラリズムは市場の力を最重視し、規制を受けないならば市場はグローバルな発展をもたらすと論じる、経済にかかわるパラダイムである。ネオリベラリズムは20世紀後半に優勢となり開発政策を推し進めた。鉱物資源を搾取するために先住民族の領域に海外から資本投資がなされ、市場自由主義や規制緩和によって影響を被る人びとの FPIC を得ることなしに、大規模なインフラプロジェクトを立ち上げることによって、先住民族の土地の権利や自決権が根底から侵害された。ネオリベラリズムが世界を席卷することで成長指数によってその成果が評価されている。反面に、そのような開発が不平等の削減や貧困の緩和をもたらすのか否か、そして先住民族や先住民族女性のような脆弱な立場におかれている集団にとって大きな害悪をもたらすのか否か、ということなどは重視されないままに大規模な開発が推し進められたのである。

69. ネオリベラリズムが先住民族と先住民族女性に影響をおよぼす別の側面は、国際通貨基金 (International Monetary Fund) と世界銀行 (World Bank) の構造的な調整政策 (structural adjustment policies) と関連している。ネオリベラリズムに依拠したそのような政策的な介入は、低経済成長と GDP にかかわる大きな負債をかかえていることへの救済策として、厳しい財政引き締めを強いている。その結果、大幅な政府支出の削減は——先住民族女性を含む最も脆弱な人びとにきわめて大きな影響を与える——生命の維持にかかわる政府のサービスのカットをもたらした。

裁判管轄権の問題

70. 先住民族コミュニティが有する慣習的な裁判管轄権と国の裁判管轄権とのあいだには複雑な関係が存在しており、そのことは人権侵害の被害者たる女性にとってさまざまな意味合いを有している。第1に、人権侵害の救済にかかわる責任に関して複雑な問題が存在し、したがって被害女性が訴え出ることをためらうという結果をもたらしている。女性が訴え出た場合には、訴追の権原に関してふたつの管轄権のあいだで複雑な緊張関係が生じる。その結果、裁判手続が遅滞し、被害者の苦痛が長期化することで、それ以後被害を訴え出ることをためらわせることになる。ふたつの管轄権の関係を規制するルールのなかに潜む抜け道によって、加害者が訴追を妨害し、免れることも可能になるのである。

コミュニティのダイナミックスとスティグマ

71. 先住民族の統治と権力構造はしばしばきわめて女性差別的で、裁判手続きや社会的な基準の決定について、女性および女性的な視点を排除していることが多い。そしてそのようなことは、人権侵害に対して女性をさらに脆弱な存在としている。先住民族コミュニティの内部での関係は濃密で、そのゆえに加害者もまた被害を訴え出ない女性をも守ることができる。そしてまた、暴力の被害に遭ったということはしばしば大きなスティグマであって、したがって被害女性はコミュニティから追放されることを恐れて被害を訴え出ないことが多い。さらにまた、先住民族コミュニティの結びつきの強さと暴力に関するスティグマのゆえに、国内の裁判所に訴え出ることをも阻害している。

B. 有望な実践

72. 彼女たちが直面している重大な制約が存在するにもかかわらず、先住民族女性が自らの権利を勝ち取るための戦いを成功裏に組織しているさまざまな事例が存在する。それらの戦いが成功裏に終わることで、先住民族女性の尊重と保護に関する有望な実践の展開へと導いている。グッドプラクティスの以下の事例は全面的にはないがその状況の一端を描き出している。

- (a) 女性に対する暴力とその原因、帰結に関する特別報告者がのべているように、アメリカのチェロキー・インディアン・イースタンバンド (Eastern Band of Cherokee Indians) は、彼ら自身の裁判管轄権内において、女性の安全を守るための有効なインフラを有している。すなわち、ドメスティック・バイオレンスに特化した規範や、部族法の実施機関や部族裁判所、検察官、保護観察官などの人材育成、等々である。さらにまた、犯罪者が再教育プログラムを受けることを裁判所が命じ、また少年や若者が女性を尊重することを奨励するためのプログラムを部族が支援している²⁵⁾。
- (b) チェロキー・インディアン・イースタンバンドのような多くの先住民族は部族の裁判管轄権を行使しうる地域において女性に暴力を振るった犯罪者を処罰するという実践を維持している。このことは、女性や子どもたちが暴力被害から逃れるために自宅にこもらなければならないというようなことにならないように、暴力に対する有効な処罰が存在していることは明らかである。追放は犯罪者を締め出し、コミュニティのメンバーたる女性や子どもを守るという強力なメッセージとなる、コ

コミュニティが科す重い処罰である²⁶⁾。フィリピンのコルディレラ地域に居住する[マレー系先住民族たる]カンカネイヤ・イゴロット族(Kankanaey Igorot)のコミュニティは、レイプを行ったメンバーをコミュニティから追放する慣習法を有している。したがってこれらのコミュニティでは、レイプ犯罪が都心部やその他の地域よりもきわめて少ない。同じ地域のカリंगा・イゴロット族(Kalinga Igorot)のいくつかの部落の女性は、彼女たちの伝統的なリーダーを説得して持参金や見合い結婚を廃止させた。；

- (c) 法律と実践における女性差別に関する作業部会(Working Group on Discrimination against Women in Law and in Practice)はつぎのように報告している。すなわち、いくつかのラテンアメリカの国々には、憲法が先住民族の慣習法と裁判所を承認しているが、そのような権限移譲は条件付きであって、先住民族の法システムにおいて女性の権利実現を尊重しなければならない；²⁷⁾

25) A/HRC/17/26/Add.5, para. 100 参照

26) Ibid., para. 102.

27) A/HRC/29/40, para. 56.

- (d) ラテンアメリカにおいては、政治における女性の代表を確保するためのクォータ制度が存在する。とくにボリビア(多民族国家)やコロンビア、ニカラグア、パナマ、ペルーは、政治過程での先住民族女性の参加を促進するために、エスニックとジェンダーの双方のクォータ制度を含む選挙法を有している。たとえばペルーの男女機会均等法(Act on Equal Opportunities for Women and Men)は、公的な決定において先住民族女性の参加にとくに言及している。；²⁸⁾
- (e) カナダのサスカチュワン州裁判所は、クリー語で裁判手続きを進めることによって、裁判へのアクセスを妨げている要因を除去するために新たな裁判所を設立した。クリー裁判所は、判決に際しては伝統的な価値を考慮したり、コミュニティの指導者の参加を奨励したり、さらにまたファーストネーションズの文化的な伝統を明示的に承認したりしている。このような新たな裁判所を構成することで裁判へのアクセスに対する障害を除去するとともに、同時に、裁判制度への先住民族の自決権や平等な参加に対する彼らの権利実現を推進している；²⁹⁾
- (f) いくつかの特別手続任務保持者や条約機関、UN Women などを含む国連システムのなかの多くの機関や組織は、近年先住民族の権利の問題に大きな関心を払って

きている。たとえば、UN Women は SDGs ワーキンググループと協働して、先住民族女性のニーズを組み込みこんだり、先住民族世界会議において女性の権利問題を中心的な問題とし、さらにまた、経済力を高めることや女性への暴力問題、政治参加や広範な能力の向上、等々に関して、地域や国レベルでの主導権を女性に与えたりしている。³⁰⁾そして最後に、

- (g) 1990年代初めより先住民族女性のいくつかのネットワークが——Enlace Continental de Mujeres Indígenas de las Américas やアジア先住民族女性ネットワーク (Asia Indigenous Women's Network)、アフリカ先住民族女性機構 (African Indigenous Women's Organization)、サーミ女性機構 (Sami Women's Organization) などを含めて——オーストラリアや北極、ラテンアメリカ、北アメリカ、アフリカおよびアジアにおいて設立されてきている。これらのグループは、さまざまな経験を共有することや関心のある問題に関して協働して主張することなどを通じて政策論議に影響をおよぼしている。

28) E/C. 19/2013/10, paras 38-42.

29) University of Colorado Law School, American Indian Law Clinic, Report on indigenous women's rights, prepared for the Special Rapporteur, 2015.

30) UN-Women, "Submission to the United Nation Permanent Forum on Indigenous Issues on UN-Women's programmatic initiatives in support of the implementation of the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (2013-2014)", 2014.

V. 結論と勧告

A. 結論

73. 先住民族女性と少女は多面的で相乗的な人権侵害を経験している。すなわち、集团的；経済的、社会的、文化的；市民的、政治的な権利侵害はさまざまであり、過酷である。それらの侵害は彼女たちに対する重大な違反行為であるが、それらは先住民族女性——彼女たちは日々の生活環境の現実のなかで被害を被り、一般市民には保障されている権利や資源を享受できない——に対する構造的な暴力を形成している。また先住民族女性は、伝統的な慣行を含む暴力一般や性暴力、人身売買、ドメスティック・バイオレンス、そしてジェンダーにもとづく殺人などの被害をも被っている。

74. 先住民族女性の権利侵害は過酷で日常茶飯事ではあるが、国連の人権と開発に関する政策の構築において、それらの問題への注目度は限られている。分析におけるギャップと弱点においては、地理的なバランスや集団的権利の限定的な組み込み、先住民族女性の脆弱性との関連での差別や抑圧の交錯に対する説明の欠如、そして先住民族コミュニティに影響をおよぼす権利問題での、ジェンダーにかかわる含意に対する説明の欠如、等々が含まれている。しかし、先住民族女性の権利に関する監督のあり方がはらむギャップが消滅しつつあるということを示す有望な兆候が存在する。

75. 先住民族女性の権利を保護するためには、パラダイムシフトと多面的なアプローチを展開することが必要である。国家は、先住民族女性の権利の保護と先住民族の自決や自治の尊重とのあいだでの均衡ある解決策を見いださなければならない。先住民族女性および少女と交流し協議を行うことは、そのようなバランスを見いだすための中心的なことがらである。

76. 国連の諸制度は国連加盟国がそのような均衡を模索することを支援しなければならない。また、先住民族女性のニーズに注目し、さまざまな形態の不平等と差別の交錯とあわせて、個人の権利と集団的権利のあいだの関係をも含む、権利問題の再構築を通じて不可欠のパラダイムシフトに貢献しなければならない。

B. 勧告

加盟国への勧告

77. 経済的、社会的、文化的権利に関して加盟国はつぎのことがらを実行すべきである：

- (a) 少女たちが直面しているさまざまな障害に対する理解とそれらの克服を目的とした介入によって、教育に対して先住民族がアクセスできるように制度を改善すること；
- (b) 文化に配慮した健康管理のためのサービスに先住民族がアクセスすることができるようにすること；異なった文化にも適用可能な健康へのアプローチを発展させるために、国連人口基金（United Nations Population Fund）と汎米保健機構（Pan American Health Organization）によって展開されたグッドプラクティスについての現存する事例から学び、かつそれにもとづいて新たに構築すること；および、効

果があることが証明されている先住民族が有する伝統的な癒しや健康にかかわる慣行の強化を支援すること；

- (c) 先住民族女性と少女の FPIC を得たうえで、性と生殖に関する健康に対するサービスを拡大することとくに留意すること；
- (d) 文化やジェンダーに関する感受性を確かなものとするための、たとえば条件付きでの現金送金などの貧困の緩和プログラムを再検討し、改良すること；
- (e) 先住民族コミュニティのあいだでの食糧供給に関する理解を支援する研究への投資や、先住民族の食糧を得るための権利を保障するためのプログラムを展開すること；
- (f) 先住民族コミュニティや先住民族女性が有する文化的な現実に対して、非先住民族の人びとの感受性を磨くための教材を開発すること。それらの教材は、学校のカリキュラムや——健康、教育の専門家と合わせて、警察、国境警備官吏、司法職員などを含む——先住民族にサービスを提供する政府の公務員に対する人権教育においても一貫して使用されなければならない。；そして最後に、
- (g) 経済的、社会的、文化的な権利を改良するためのイニシアティブを發展させる場合には、先住民族女性や少女のニーズにいかによく合致するかに関して、あらかじめ彼女たち、そして他の先住民族コミュニティのメンバーと積極的に協議しなければならない；そして、すべての法、政策、プログラムを展開することに関して FPIC の原則に則って行わなければならない。

78. 市民的、政治的権利に関して加盟国はつぎのことがらを実行しなければならない。

- (a) 先住民族のすべてのこどもの出生は国の制度において公式に登録されること；
- (b) 国と地方の政治的、公的なプロセスに参加する先住民族女性の人数を増やすための措置を取ること、および、地方および国内政治への先住民族女性の代表を送るためのクォータ制度創出の可能性を明確にすること；
- (c) 先住民族女性が自らのコミュニティ内において女性と少女を守るために、先住民族の決定のしくみのなかで先住民族女性がより積極的な役割を担うことができるように、彼女たちがリーダーシップを担うために必要な能力をつけるための資金を投入する方法を明確にすること；
- (d) 女性の人権のすべての擁護者の活動を保護すること；
- (e) 人権侵害を受けた先住民族女性が確実に裁判に訴えることをできるために、特別

の審判手続きの創設を検討すること。そのような特別な制度によって、権利侵害に対する一貫した見方を先例として蓄積していくとともに、先住民族女性の個別のニーズを満たし、先住民族の司法制度との効果的なリンクを確立するために不可欠のことがらを展開すること、さらには、特定の文化的なニーズをよりいっそう認知すること、等々を可能とすること。；

- (f) 法律扶助制度や法の解釈、翻訳のサービス、そして彼らの権利やすべての先住民族女性と少女が利用可能な救済などに関する、文化に配慮した情報を提供すること；
- (g) ビジネスと人権に関する指導原理を履行し、人権とビジネスに関する国内アクションプランを展開する場合において、司法制度が先住民族女性と少女に対する企業による侵害に対して救済措置を与えるための第一の手段たることを保障すること；また、女性の権利の侵害に関する司法へのアクセスを阻止する、任意で私的な形態の救済措置を合法化しないこと；
- (h) 刑事裁判においてすべての先住民族女性に対してデュープロセスを保障すること；そして最後に、
- (i) 多くの先住民族女性が刑事裁判で裁かれていることに関して、その根本原因を国ごとに探ること；そのような研究に依拠した先住民族女性による犯罪の防止を目的としたプログラムを展開すること；そしてさらに、可能であれば、裁判以外の犯罪抑止の方法を検討すること。先住民族女性が刑事施設に収容されている場合には、人権にもとづく保護が与えられなければならない。

79. 先住民族女性と少女への暴力に関して、加盟国はつぎのことがらを実行すべきである。

- (a) 女性に対する暴力とその原因、帰結に関する2011年の報告（A/HRC/17/26）において特別報告者が勧告したように、人権の個別性と普遍性に依拠して、女性に対する暴力に関してホーリスティックなアプローチを開発すること。そのアプローチは、女性に対するさまざまな形態の暴力とその原因、帰結のあいだに多様な相互連関が存在することを認識し、さまざまな形態の差別の解消を目指すものである；
- (b) 先住民族に彼らの自決権と両立する法的な管轄権を認める場合に、暴力被害を受けた先住民族女性と少女が、先住民族コミュニティ内において支援を受けたり、訴え出たりできない場合に、支援を求めるその他の手段を認めること；

- (c) 先住民族の自決権と、一般市民および権利保持者として先住民族女性と少女を保護する責任の双方を尊重することのあいだで均衡を保つこと；
- (d) 女子割礼と児童婚を含むすべての形態の女性への暴力が違法な侵害とされることを確認すること；
- (e) 女性に対する暴力に関して先住民族と国、地域的な裁判管轄権の関係を明確にすること；そして、先住民族女性が裁判手続きを利用でき、かつその手続きが彼女たちのニーズに配慮したものであること；
- (f) 先住民族女性および少女と意見交換を行い、現在あるグッドプラクティスをさらに拡張する場合に、先住民族コミュニティにおいてより包括的な反暴力と救済プログラムを展開すること；
- (g) 先住民族女性と少女が有している、先住民族コミュニティ内において暴力被害を受けない権利を主張するために、リーダーとしての先住民族女性の能力を高めること；
- (h) 先住民族コミュニティ内におけるドメスティック・バイオレンスの根本的な原因を探求するために資金を投入し、その防止と救済のためのプログラムを創設すること；
- (i) 女性に対する暴力、とりわけ紛争時における暴力を阻止し、また国境警備官や軍人、警察などの政府公務員が起こしたとされるすべての暴力事件を訴追すること。

80. 監督と責任に関して加盟国はつぎのことがらを実行すべきである。

- (a) 監督と責任に関するシステムと強固に結びついた、先住民族女性の権利に関する行動計画を検討すること；
- (b) ジェンダーやエスニシティ、民族、宗教、言語、領域、あるいは地理上の地域ごとに分断されているデータを収集するための研究と、データ収集システムのために資金を投入すること。そのようなデータ収集や研究は、先住民族女性と少女の権利にとくに焦点をあてつつ、人権侵害に関する情報を含まなければならない；
- (c) 持続可能な開発目標を監督することを了解しているターゲットや指標は、先住民族コミュニティと先住民族女性に関して、目標がどの程度進展しているかを評価し、推し進めるような方法を含んでいること；
- (d) 先住民族女性の権利に関するより一貫した強力な分析を行うことが、すべての国際人権機関の監督項目に含まれるように国連と協働すること；そして最後に、

(e) 条約機関や特別手続機関や普遍的・定期的レビュー (universal periodic review) などによって提示された勧告が完全に履行されているか否かを監視すること。

81. 特別報告者は、さまざまな国連機関の活動において先住民族の権利に対して注目していただいたことを感謝するとともに、先住民族女性と少女がおかれている人権状況のより一貫した、全地域にわたる分析が早急になされることが必要である。また、国連の人権機関はつぎのようなことからも注意を払わなければならない。すなわち、相互に関連する差別と脆弱さが、人権侵害にいかなる影響をおよぼしているのかということと合わせて、個人の権利と集団の権利の関係、およびそれがいかにして先住民族女性と少女に影響をおよぼしているのかということである。

82. 先住民族への関心の高まりという状況のなかで特別報告者は、女性差別撤廃委員会が先住民族女性と少女の人権に関する総合評価を出すことを勧告する。

83. さらにまた、2014年の世界先住民族会議の成果文書に盛り込まれているように、女性の地位に関する委員会 (Commission on the Status of Women) は先住民族女性のエンパワーメントの問題を検討しなければならない。

84. 同じく、2014年の世界先住民族会議の成果文書に盛り込まれているように、人権理事会は——特別報告者と特別手続任務保持者と協議のうえで——先住民族女性と少女に対する暴力の原因と帰結を検証することを検討しなければならない。

85. 国連組織や機関はつぎのことを実行しなければならない。

- (a) 条約機関や特別手続機関、普遍的・定期的レビューなどが提示した関連するすべての勧告について、確実にその効果をフォローアップすること；
- (b) 低開発地域、とくに先住民族女性と少女の権利に影響をおよぼしている地域に関する研究を加盟国と協働して行うこと；
- (c) 先住民族コミュニティの機関や先住民族女性と少女を、開発パートナーたる持続的開発目標の開推進者として承認すること；
- (d) 先住民族女性と少女が有する懸案事項が2015年以降の枠組みに確実に含まれること；そして最後に、
- (e) 北京行動綱領の監督の下で、先住民族の集団的権利と個人の権利の双方に関する分析を強化するために先住民族女性と協働すること。